

愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業
特定事業契約書（案）

平成29年12月

愛知県

愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業

特定事業契約書

1. 事業名 愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業
2. 事業場所 愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松1-1他（別紙3添付図 事業用地付近見取図参照）
3. 契約期間 自 契約成立日
至 平成35年3月 日（提案により短縮可）
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金 契約金額の10%に相当する金額
(建替住棟等の整備等に係る契約保証金)
事業契約条項第52条 に定める保証を付すものとする。

上記の事業について、愛知県と 、 、 、
、 及び （以下、これらの会社を合わせて「特定事業者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の特定事業契約条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

特定事業者のうち、代表企業は とする。
本契約の証として、本書を二通を作成し、当事者記名押印のうえ愛知県が一通、代表企業が一通を保有する。

平成30年 月 日

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
氏名 代表者 愛知県知事 大村秀章

特定事業者

(代表企業／○○企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(設計企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(建設企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(建設企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(工事監理企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

愛知県営東浦住宅 P F I 方式整備等事業

特定事業契約条項

前文

愛知県（以下「県」という。）は、民間事業者の優れたノウハウや能力等を活用して、更新期を迎えた県営住棟等の建替及び民間による住棟や施設等の整備を行い、地域のまちづくりに資することを目的として、愛知県営東浦住宅の整備事業を実施することとした。

県は、愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨にのっとり、民間企業の能力等を最大限に活用するために、建替住棟等の設計、建設、所有権移転、及び活用用地における民間施設等の整備からなる事業を、
、
、
、及び
（以下これらの法人を合わせて「事業者」という。）に対して一体の事業として発注することとした。

事業者のうち、代表企業は
とする。

県は、本事業の入札説明書に従い入札を実施し、事業者を落札者として決定し、これを受けてPFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された特定事業者は、特定事業を共同して進めるものとし、県と特定事業者は、特定事業の実施に関して以下の各条項記載のとおり合意した。

県と特定事業者は、特定事業契約書とともに、入札説明書等及び事業提案書等（それぞれ第1条（定義）（3）、（7）、（8）で定義。）に定める事項が適用されることを確認する。

なお、県と特定事業者は、本事業の目的達成のため、相互に努力しなければならない。また、特定事業者の構成員（第1条（定義）（6）の特定構成員）は、各特定構成員が担当する業務が円滑に履行されるように相互に努力・協力するものとする。

第1章 用語の定義

(定義)

- 第1条 特定事業契約及びこれに付随する契約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「本事業」とは、「愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業」をいい、事業者が実施する別紙2記載の範囲の事業をいい、特定事業及び付帯事業から構成される。
 - (2) 「県」とは愛知県をいう。
 - (3) 「事業者」とは、本事業の実施に際して、県と特定事業契約又は売買契約を締結し事業を実施する者をいう。
 - (4) 「特定事業者」とは、事業者のうちPFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された者をいい、
、
、
、及び
を総称している。
 - (5) 「構成員」とは、事業者を構成する企業をいう。
 - (6) 「特定構成員」とは、特定事業者を構成する企業をいう。
 - (7) 「本契約」とは、本事業の実施について、県と特定事業者との間で締結する特定事業契約及びこれに付随する契約をいう。
 - (8) 「建替住棟等整備業務」とは、既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の整備（調査・設計・建設・工事監理）業務及び建替住棟等の県への所有権移転・引渡し業務並びにそれに付随する業務をいう（その詳細は、別紙2（2）記載のとおり）。
 - (9) 「入札説明書等」とは、本事業の実施に関する県が作成し、平成29年8月29日に公表又は配付した入札心得書、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び添付書類等並びに特定事業契約書（案）、売買契約書（案）及び覚書（案）をいう。
 - (10) 「事業提案書等」とは、入札説明書等に記載の県の指定する様式に従い作成され、事業者が県へ提出した別紙1記載の書類及びその他本事業の入札に関し事業者が県に提出した書類、図書等の一切をいう。
 - (11) 「事業提案」とは、事業提案書等に記載の提案内容をいう。
 - (12) 「事業用地」とは、県が所有する愛知県営東浦住宅の住棟（旧2-15・16棟、旧2-19・20棟、3-1棟～3-10棟）が現に立地する又は立地していた場所で、別紙3記載の本事業の実施予定地をいい、別紙3の記載に従って、第1工区及び第2工区に区分され、第2工区はさらに第2-1工区及び第2-2工区に区分される。
 - (13) 「県営住宅整備用地」とは、別紙3記載の、建替住棟等の整備用地をいう。
 - (14) 「活用用地」とは、別紙3記載の、事業用地のうち、県営住宅整備用地を除いた部分をいう。
 - (15) 「建替住棟」とは、本契約に基づき特定事業者が新たに整備する県営住宅の住棟をいう。
 - (16) 「付帯施設等」とは、建替住棟に付帯する別紙4記載の敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいう。
 - (17) 「建替住棟等」とは、建替住棟及び付帯施設等をいう。
 - (18) 「第1工区建替住棟等」とは、第1工区事業用地上に建設される建替住棟等をいう。

- (19) 「第2工区建替住棟等」とは、第2工区事業用地上に建設される建替住棟等をいう。
- (20) 「民間施設等」とは付帯事業として用地活用企業が整備する良質な民間住宅や地域の求める施設をいう。
- (21) 「工事期間」とは、本件工事が行われる期間をいう。
- (22) 「本件工事」とは、既存住棟等の解体撤去工事及び建替住棟等の建設工事をいう。
- (23) 「建替住棟等の整備に係る対価」とは、建替住棟等の建設等のための調査・設計、既存住棟等の解体撤去、建替住棟等並びに工事監理等に対する対価をいう。
- (24) 「既存住棟等」とは、事業用地に存する3-1棟～3-10棟、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいう。
- (25) 「建設企業」とは、事業者の構成員のうち、建替住棟等整備業務を担当する
及び
をいう。
- (26) 「設計企業」とは、事業者の構成員のうち、建替住棟等の設計を担当する
を
いう。
- (27) 「工事監理企業」とは、事業者の構成員のうち、本件工事の工事監理を担当する
をいう。
- (28) 「用地活用企業」とは、事業者の構成員のうち、県と事業者が別途締結する契約に基づき、本事業のうち付帯事業たる用地活用業務を担当する
をいう。
- (29) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象であって、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。ただし、法令の変更は、不可抗力に含まれない。
- (30) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則等をいう。
- (31) 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (32) 「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (33) 「暴力団員等」とは、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (34) 「損害」とは、本契約に特に記載のない限り、積極的損害をいい、消極的損害を含まない。
- (35) 「モニタリング」とは、要求水準書、事業提案書等、本契約書及び愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業売買契約書に記載された内容を満たしている事を確認するために、愛知県が事業者に対して実施する、検査及びヒアリング等をいう。

第2章 総 則

(目的)

第2条 本契約は、本事業のうち特定事業である建替住棟等整備業務における県、特定事業者及びその構成員の役割並びに基本的合意事項について定めるとともに、その実施に際しての条件を定めることを目的とする。

(事業遂行の指針)

- 第3条 特定事業者は、建替住棟等整備業務を、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従つて遂行しなければならない。なお、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に定めのない内容は、県が適当と判断した場合には、愛知県建築設計業務委託契約約款、愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）及び監理委託契約約款の定めに準じるものとする。
- 2 本契約、入札説明書等及び事業提案書等の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、本契約、入札説明書等及び事業提案書等とする。ただし、事業提案書等と事業提案書等に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、事業提案書等に記載された業務水準が事業提案書等に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で事業提案書等の記載が優先するものとする。
- 3 特定構成員は、本契約で規定する特定構成員の各債務のすべてについて、相互に連帶債務を負うものとする。また、本契約で規定する各業務を担当する特定構成員による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の特定構成員が連帶して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。
- 4 一部の特定構成員が担当する業務の履行の確保が困難となった場合において、他の特定構成員が当該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、事前に当該措置の具体的な内容について県に書面を提出した上で説明し、県の事前承諾を得ることを要する。
- 5 特定事業者は、自ら直接請け負わせ、又は委託する場合に限らず、結果的に入札説明書の「応募グループ及び構成員の参加要件」に規定されている非該当でなければならない事由のいずれかの事由に該当する第三者が本事業の一部でも請け負い、又は受託することができないようにしなければならず、万一、かかる第三者が請け負い、又は受託している事実が判明した場合には、直ちにその旨を県に報告したうえで当該第三者との間の契約を解除し、又は解除させる等し、当該第三者が本事業に直接間接を問わず関与しないような措置をとったうえで、県に報告しなければならない。

(本事業の概要)

- 第4条 建替住棟等整備業務は、別紙2記載の事業範囲に属する建替住棟等整備業務及びこれらに付随し、関連する一切の行為により構成される。
- 2 建替住棟等整備業務の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 本契約、入札説明書等及び事業提案書等に基づき、事業計画を策定し県に提出する業務。
- (2) 特定事業者の責任及び費用負担において、本契約、入札説明書等及び事業提案書等、別紙5記載の事業日程、第18条（施工計画書等）に定める施工計画書等に従い、かつ、第14条（設計）に定める基本設計及び実施設計に基づき、既存住棟等を解体撤去し、県営住宅整備用地に建替住棟等を建設し、第26条（県による竣工確認書の交付）に定める県による竣工確認書の交付後、建替住棟等の所有権を県に移転し、引き渡す業務。
- (3) すべての既存住棟等の解体撤去後速やかに、測量を実施し、事業用地から活用用地を分割し、分筆登記手続を行う業務。

(事業日程)

第5条 建替住棟等整備業務は、別紙5記載の事業日程に従って実施されるものとする。

(特定事業者の資金計画)

第6条 建替住棟等整備業務に関連する費用は、本契約又は入札説明書等に特段の規定のある場合を除き、すべて特定事業者の負担とし、かつその費用にあてるために必要な資金の調達は特定事業者の責任においてなすものとする。

(許認可及び届出)

第7条 建替住棟等整備業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、特定事業者が自己の責任及び費用負担において取得し、また、必要な一切の届出についても特定事業者が自己の責任及び費用において提出するものとする。ただし、県が取得すべき許認可、県が提出すべき届出は除く。

- 2 特定事業者は、前項の許認可及び届出に際しては、県に書面による事前説明及び許認可を証明する書面の写しを提出して事後報告を行うものとする。
- 3 県は、特定事業者からの要請がある場合、特定事業者による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他県が特定事業者による許認可の取得にとって必要と判断する事項について協力するものとする。
- 4 特定事業者は、県からの要請がある場合は、県による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他県が必要とする事項について協力するものとする。

(事前調査)

第8条 特定事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従い、自己の費用と責任において、事業用地の測量調査及び地質調査、事業用地周辺の周辺家屋調査及び電波障害調査、並びに既存住棟等のアスベスト含有材等の使用状況調査、その他の調査（以下「調査等」という。）を行う。

- 2 特定事業者は調査等を行う場合、県に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、県に提出して、その確認を受けなければならない。
- 3 特定事業者は、第1項に定める調査等を実施した結果、県の調査等の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに県に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、県及び特定事業者は、その対応につき協議するものとする。
- 4 第1項の調査等の結果、県が実施し、かつ、入札説明書等にその結果を添付した測量、調査等の実施方法又は結果に誤りがあったことを発見した場合には、その内容を県に通知するものとし、その誤りによって特定事業者の提案内容等の見直しが必要となった場合には、その見直しの内容等について県と協議する。
- 5 県は、前項の協議に基づく見直しに起因して生じる当該誤りに相当因果関係のある損害・追加費用について、その責任を負うものとする。
- 6 事前に予期することができない事業用地の地質障害、地中障害物（既存住棟等の杭を除く）、埋蔵文化財等に起因して発生する増加費用及び損害については合理的な範囲で県が負担する。

(既存住棟等の瑕疵)

第9条 既存住棟等に、県が特定事業者に入札説明書等で事前に指示した箇所以外でアスベストが存在することが判明した場合には、特定事業者は、直ちに県に報告するとともに、その除去処分方法について予め県に提案し承諾を得るものとする。県は、県の承諾した方法による当該アスベストの除去処分に起因して特定事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、特定事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

- 2 前項所定の物質以外で既存住棟等に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや既存住棟等の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により既存住棟等の解体撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合についても、前項と同様とする。当該事由が開示資料の内容からは予測することができず、かつ、程度において開示資料の内容と著しく乖離している場合で、予め県の承諾を得た方法に従った措置がなされた場合に限り、県は、当該措置に起因して特定事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、特定事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

(工事に伴う近隣対策)

第10条 特定事業者は、本件工事に先立って、自らの責任と費用負担において、周辺住民に対して事業提案等の内容につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。県は、必要と認める場合には、特定事業者が行う説明に協力するものとする。

- 2 特定事業者は、自らの責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、特定事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 特定事業者は、近隣対策の不調を理由として事業提案書等の内容の変更をすることはできない。ただし、特定事業者が事業提案書等の内容を変更しない限り、更なる調整によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにして県に協議を申し入れた場合、県は特定事業者との協議に応じるものとし、協議の結果、県においてやむを得ないと認める場合には、特定事業者に対し事業提案書等の内容の変更を承諾することができる。この場合において、一部工事の取り止め等により特定事業者が負担すべき費用が減少した場合には、その減少額相当額について建替住棟等の整備に係る対価を減額する。
- 4 近隣対策の結果、建替住棟等の竣工の遅延が見込まれる場合において、特定事業者が請求した場合には、県及び特定事業者は協議を行い、同協議の結果、別紙5記載の事業日程を変更する必要が認められる場合、県は速やかに、同日程を変更するものとする。
- 5 近隣対策の結果、特定事業者に生じた費用及び損害（近隣対策の結果、別紙5記載の事業日程が変更されたことによる費用増加も含む。）については、特定事業者が負担するものとする。ただし、建替住棟等を建設すること自体又は県が入札説明書等において特定事業者に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、特定事業者に生じた費用及び損害につい

ては、県が合理的な範囲で当該費用を負担する。

第3章 事業用地等の貸与

(事業用地等の貸与)

第11条 県は、特定事業者に対して、本章の規定に基づき事業用地を無償で貸付けるものとする。

(使用の目的)

第12条 特定事業者は、建替住棟等整備業務目的以外で事業用地を使用してはならない。

2 特定事業者は、事業用地が県有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(貸与期間)

第13条 事業用地の貸与期間は、第1工区については、本契約の締結日から別紙5記載の第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日まで、第2工区のうち既存住棟等のうち3-4号棟及び児童遊園の敷地部分については、同棟の入居者の移転が完了した日から別紙5記載の第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日まで、その余の部分については、その余の既存住棟等の入居者の移転が完了した日から別紙5記載の第2工区既存住棟等の解体撤去完了日までとする。

第4章 建替住棟等の設計

(設計)

第14条 建替住棟等の設計は、特定事業者のうち設計企業が担当するものとし、建替住棟等の設計に関する県の特定事業者への通知や文書の交付その他の連絡は設計企業（設計企業が複数ある場合には、そのうち県が特定事業者の意見を聞いて選定した1社）に対して行えば足りるものとする。

2 特定事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従い、自己の費用と責任において、建替住棟等の基本設計及び実施設計を行うものとする。特定事業者は、建替住棟等の基本設計及び実施設計に関する一切の責任を負担する。

3 特定事業者は、本契約締結後速やかに、建替住棟等の基本設計を開始し、設計着手前に提出して県の承諾を得た設計に関する工程表（以下「設計工程表」という。）に従い、県による状況の確認を受けるとともに、設計工程表に定める期日に別紙7記載の図書を県に提出する。県は、提出された図書について、その内容に応じ別途県が定める日までに確認し、当該確認をもって基本設計の完了とする。ただし、変更すべき点がある場合には特定事業者に通知するものとし、その場合においては、基本設計は、当該変更通知を踏まえた修正の完了を県が確認した

段階で完了するものとする。なお、県による当該変更通知は、第16条（設計の変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。県は、特定事業者からの求めがあった場合には、内容を確認した旨の通知書を特定事業者に交付する。

- 4 特定事業者は、前項による基本設計の完了後速やかに、建替住棟等の実施設計を開始し、設計工程表に従い県による状況の確認を受けるとともに、設計工程表に基づき、実施設計完了時に、別紙8記載の図書を県に提出する。県は、提出された図書について、その内容に応じ別途県が定める日までに確認し、当該確認をもって基本設計の完了とする。ただし、変更すべき点がある場合には特定事業者に通知するものとし、その場合においては、実施設計は、当該変更通知を踏まえた修正が完了した段階で完了するものとする。なお、県による当該変更通知は、第16条（設計の変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。県は、特定事業者の求めがあった場合には、内容を確認した旨の通知書を特定事業者に交付する。
- 5 特定事業者は、建替住棟等の設計にあたって第三者に請け負わせ、又は委託する場合は、当該第三者の商号、所在地その他県が求める事項を事前に県に届けなければならない。ただし、特定事業者は、当該第三者が建替住棟等の設計の全部又は大部分を請け負い、又は受託することができないようにしなければならない。
- 6 特定事業者は、前項の者が建替住棟等の設計にあたってさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合にも、前項に準じて県に届け出なければならない。ただし、特定事業者は、当該第三者が建替住棟等の設計の全部又は大部分を請け負い、又は受託することができないようにしなければならない。
- 7 前2項に記載の第三者への請負又は委託はすべて特定事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて特定事業者の責めに帰すべき事由とみなして、特定事業者が責任を負うものとする。
- 8 県は、建替住棟等の設計の状況について、隨時特定事業者から報告を受けることができるものとする。
- 9 県は、第3項の図書が入札説明書等又は事業提案書等に反し、又は第4項の図書が入札説明書等、事業提案書等又は基本設計に反する場合、特定事業者に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、特定事業者はこれに従い自己の費用と責任をもって是正を行い、県の確認を受けなければならない。
- 10 前項の是正要求に対し、特定事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県は是正要求を撤回又は変更する。
- 11 県は、第3項及び第4項の図書を特定事業者から受領したこと、特定事業者の求めに応じてそれらの図書を確認したこと、第8項の報告を受けたこと並びに第1項及び第9項に定める通知を行ったことを理由として、設計及び本件工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(設計条件の変更)

- 第15条 特定事業者は、県の承諾を得た場合を除き、入札説明書等又は事業提案書等に記載した建替住棟等の設計条件の変更を行うことはできないものとする。
- 2 県は、不可抗力又は法令変更以外で必要があると認める場合は、変更内容を記載した書面を

交付して、入札説明書等又は事業提案書等に記載した設計条件の変更を特定事業者に求めることができる。この場合、特定事業者は、設計条件の変更について、県と協議するものとする。

- 3 特定事業者は、前項により設計条件の変更が行われた場合、変更された設計条件に従い建替住棟等の設計を行うものとする。この場合において、当該変更により特定事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価から減額するものとする。
- 4 不可抗力による設計条件の変更については、第40条（不可抗力による損害等）、法令変更による設計条件の変更については第43条（法令変更による追加費用）に従うものとする。

(設計の変更)

- 第16条 県は、必要があると認める場合、建替住棟等の設計変更を特定事業者に対して求めることができる。特定事業者は、設計変更の要求を受けてから14日以内に変更内容に関する検討の結果を県に通知しなければならない。ただし、県は、原則として工事期間の変更を伴う設計変更又は事業提案の範囲を逸脱する設計変更を特定事業者に対して求めることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県が工事期間の変更を伴う設計変更又は事業提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行う場合には、特定事業者は、その当否及び費用負担について県との協議に応じるものとする。
 - 3 県の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により特定事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価から減額するものとする。ただし、県の設計変更が特定事業者の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は特定事業者の調査の誤りないしは不足による場合は、特定事業者が当該費用を負担する。また、県の設計変更が不可抗力又は法令の変更による場合は、当該費用の負担はそれぞれ第40条（不可抗力による損害等）第2項又は第43条（法令変更による追加費用）第2項の規定に従う。
 - 4 特定事業者は、事前に県へ報告を行い、その承諾を得た場合を除き、建替住棟等の設計変更を行うことはできないものとする。
 - 5 前項に従い特定事業者が事前に県へ報告を行い、その承諾を得て建替住棟等の設計変更を行う場合、当該変更により特定事業者に追加的な費用が発生したときは、特定事業者が当該費用を負担するものとする。また、一部工事の取り止め等により特定事業者が負担すべき費用が減少した場合には、その減少額相当額について建替住棟等の整備に係る対価を減額する。

第5章 建替住棟等の建設等

(建替住棟等の建設等)

- 第17条 本件工事は、特定事業者のうち建設企業が担当し、既存住棟等の解体撤去及び建替住

棟等の建設に関する県の特定事業者への通知や文書の交付その他の連絡は、建設企業のうち県が特定事業者の意見を聞いて選定した1社に対して行えば足りるものとする。

- 2 特定事業者は、自己の費用と責任において、本契約、入札説明書等、事業提案書等、別紙5記載の事業日程、第18条（施工計画書等）に定める施工計画書等並びに第14条（設計）に規定する基本設計及び実施設計に従って、本件工事を行う。
- 3 特定事業者は、既存住棟等のうち3-4号棟の入居者がすべて移転したことを県が確認し、着工を許可するまでは、同棟及び児童遊園の解体撤去の工事に着手することはできない。また、特定事業者は、その余の既存住棟等の入居者がすべて移転したことを県が確認し、着工を許可するまでは、その余の既存住棟等の解体撤去の工事に着手することはできない。
- 4 特定事業者は前項の規定に従い既存住棟等を解体撤去し、建替住棟等の建設工事に着手できるようになった時点で、それぞれ既存住棟等の解体撤去が完了した事業用地の状況を正確に表した現況図書を含む完了報告書を県に提出するものとする。
- 5 特定事業者は、別紙5記載の事業日程に従い既存住棟等を解体撤去し、建替住棟等を完成させ、第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日に第1工区建替住棟等を、第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日に第2工区建替住棟等を、それぞれ県に引渡し、別紙5記載の3-4号棟及び児童遊園以外の既存住棟等の解体撤去完了日に、3-4号棟及び児童遊園の敷地部分を除く第2工区の事業用地を県に返還するものとする。県は、それらの引渡し等を受けた後、第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）の規定に従い支払いを行うものとする。
- 6 施工方法等、既存住棟等の解体撤去及び建替住棟等を完成するために必要な一切の方法については、特定事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 7 特定事業者は、本件工事を実施するにあたり、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他適用される法令を遵守するものとする。

（施工計画書等）

- 第18条 特定事業者は、本件工事着工前に施工計画書（本件工事の全体工程表及び各工程における施工方法についての計画書を含む。）を作成し、県に提出するものとする。施工計画書の提出後に修正が必要となった場合、特定事業者は、県と協議し、県の確認を得たうえで、これを修正し、遅滞なく修正後の施工計画書を県に提出するものとする。
- 2 特定事業者は、別途県との間の協議により定める期限までに週間工程表を作成し、県に提出するものとする。週間工程表の提出後に修正が必要となった場合、特定事業者は、適宜これを修正し、遅滞なく修正後の週間工程表を県に提出するものとする。
 - 3 特定事業者は、本件工事の全体工程表及び週間工程表記載の日程に従い工事を遂行するものとする。
 - 4 特定事業者は、別紙5記載の第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日及び第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日の4か月前までに、各住戸タイプにつき1戸以上の内覧用住戸を完成させ、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日までの間に、入居者の見学のため一定期間公開しなければならず、第1項の施工計画書及び第2項の週間工程表には、かかる内覧用住戸の公開に関する事項が含まれるものとする。

(第三者の使用)

- 第19条 特定事業者は、本件工事にあたって第三者に請け負わせる場合は、当該第三者の商号、所在地その他県が求める事項を事前に県に届け出なければならない。ただし、特定事業者は、第三者が本件工事の全部又は大部分を別の第三者に請け負わせることがないようにしなければならない。
- 2 特定事業者は、前項の者が本件工事にあたってさらに別の第三者に下請負をさせる場合にも、前項に準じて県に届け出なければならない。ただし、特定事業者は、当該第三者が本件工事の全部又は大部分を請け負うことがないようにしなければならない。
- 3 請負人（下請負人等を含む）の使用はすべて特定事業者の責任において行うものとし、請負人その他本件工事に関して特定事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて特定事業者の責めに帰すべき事由とみなして、特定事業者が責任を負うものとする。

(工事監理者等)

- 第20条 本件工事に関する工事監理は、特定事業者のうち工事監理企業が担当し、当該工事監理に関する県の特定事業者への通知や文書の交付その他の連絡は工事監理企業（工事監理企業が複数ある場合には、そのうち県が特定事業者の意見を聞いて選定した1社）に対して行えば足りるものとする。
- 2 特定事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理者、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を設置し、工事開始日までにその氏名等の必要事項を県へ通知しなければならない。
- 3 特定事業者は、工事監理者をして、県への毎月の定期的報告を行わしめるとともに、県の要求があった場合には随時これに応じて報告を行わしめるものとする。
- 4 特定事業者は、工事監理者をして、県へ完成確認報告を行わしめなければならない。

(保険)

- 第21条 建設企業は、自己の費用負担において、損害保険会社との間で、別紙9に記載する保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書については、県の確認を得るものとする。なお、特定事業者が付保する保険は別紙9のものに限定されない。
- 2 特定事業者は、本件工事開始の前日までに、前項の保険証書の写しを県に提出しなければならない。

(県による説明要求及び立会い)

- 第22条 県は、本件工事の進ちょく状況及び施工状況について、特定事業者から報告を受けることができるものとする。
- 2 県は、建替住棟等が県の確認を受けた設計図書、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従い建設されていることを確認するため、それらの建設状況その他県が必要とする事項について、特定事業者に事前に通知した上で、特定事業者又は請負人（下請負人を含む）に対してその説明を求めることができるものとする。
- 3 前2項に規定する報告又は説明の結果、建設状況が県の確認を受けた設計図書、本契約、入

札説明書等又は事業提案書等の内容を逸脱していることが判明した場合、県は特定事業者に対してその是正を求めることができ、特定事業者は自らの費用と責任をもってこれに従わなければならない。

- 4 前項のは是正要求に対し、特定事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県はは是正要求を撤回又は変更する。
- 5 特定事業者は、工事期間中に特定事業者が行う建替住棟等の主要な検査又は試験について、事前に県に対して通知するものとする。なお、県は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 6 県は、工事期間中、事前の通知なしに本件工事に立会うことができるものとする。
- 7 県は、本条に規定する説明又は報告の受領、本件工事の立会いを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

- 第23条 建替住棟等が実施設計に従い建設されていることを確認するために、県は、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。
- 2 県は、前項に規定する中間確認の実施を理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
 - 3 中間確認の結果、建設状況が県の確認を受けた設計図書、本契約、入札説明書等又は事業提案書等の内容を逸脱していることが判明した場合、県は特定事業者に対してその是正を求めることができ、特定事業者は自らの費用と責任をもってこれに従わなければならない。
 - 4 前項のは是正要求に対し、特定事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県はは是正要求を撤回又は変更する。

(特定事業者による竣工検査)

- 第24条 特定事業者は、自己の責任及び費用負担において、建替住棟等の竣工検査（設備・器具等の試運転検査を含む。以下同じ。）を行うものとする。特定事業者は、建替住棟等の竣工検査の日程を、竣工検査の7日前までに県に対して通知しなければならない。
- 2 県は、特定事業者が前項の規定に従い行う竣工検査への立会いができるものとする。なお、県は、必要と認める場合は、特定事業者をして、特定事業者自らの費用をもって必要最低限の破壊検査を行わせることができるものとする。ただし、県は、当該検査への立会い及び破壊検査の実施を理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
 - 3 特定事業者は、竣工検査に対する県の立会いの有無を問わず、建替住棟等の竣工検査の実施後速やかに、県に対して竣工検査の結果を、建築基準法第7条第5項による検査済証、都市計画法第36条第2項による検査済証、その他の検査結果に関する書面を提示してその写しを添えて県に報告しなければならない。

(県による竣工確認)

- 第25条 県は、特定事業者から前条第3項に定める報告を受けた場合、14日以内に別紙10に記載する事項に関する竣工確認を特定事業者立会の上でそれぞれ実施しなければならない。

- 2 竣工確認の結果、建替住棟等の状況が、県の確認を受けた設計図書、本契約、入札説明書等又は事業提案書等の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、判明した事項の具体的な内容を明らかにし、特定事業者に対し期間を定めてその是正を求めることができ、特定事業者は自らの費用をもってこれに従わなければならない。特定事業者は、当該是正の完了後速やかに、県には是正の完了を報告しなければならない。
- 3 前項の是正要求に対し、特定事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県は是正要求を撤回又は変更する。
- 4 県は、特定事業者が第2項の是正の完了を報告した日から14日以内に、再竣工確認を実施するものとする。当該再竣工確認の結果、建替住棟等の状況がなおも県の確認を受けた設計図書、本契約、入札説明書等又は事業提案書等の内容を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、2項及び3項の定めるところに準じるものとする。
- 5 特定事業者は、設備・器具等の取扱いに関する県への説明を試運転とは別に実施する。

(県による竣工確認書の交付)

第26条 県が前条第1項に定める第1工区建替住棟等又は第2工区建替住棟等について建設工事の竣工確認を実施し、前条第2項の規定に基づく是正を求めず、若しくは前条第3項の規定に基づき是正要求を撤回した場合、又は前条第4項に定める再竣工確認を実施し、前条第2項の規定に基づく是正を求めず、若しくは前条第3項の規定に基づき是正要求を撤回した場合において、特定事業者が別紙11に記載する竣工図書を県に対して提出した場合には、県は、竣工図書受領後14日以内に、特定事業者に対して第1工区建替住棟等又は第2工区建替住棟等の竣工確認書を交付する。

- 2 県は、既存住棟等のうち3-4号棟及び児童遊園の解体撤去が完了したことを確認し、又は3-4号棟及び児童遊園以外の既存住棟等の解体撤去が完了したことを確認した場合には、それぞれ特定事業者に対し、竣工確認書を交付する。
- 3 県は、前2項の竣工確認書の交付を行ったことを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(本件工事期間の変更)

- 第27条 県が特定事業者に対して本件工事期間の変更を請求した場合、県と特定事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 2 特定事業者が不可抗力又は法令の変更等特定事業者の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないことを理由として本件工事期間の変更を請求した場合、県と特定事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
 - 3 前2項において、県と特定事業者の間において協議が調わない場合、県が合理的な本件工事期間を定めるものとし、特定事業者はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第28条 県は、必要があると認める場合、その理由を特定事業者に通知した上で、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 県は、前項に従い本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。
- 3 特定事業者は、自己の責めに帰さない事由により、本件工事が一時中止されている場合、中止の原因となる事由が止んだ場合には、本件工事の再開を県に求めることができる。

(工事の中止又は工事期間の変更による費用等の負担)

- 第29条 県は、県の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って県に生じた増加費用又は損害及び特定事業者に生じた合理的な増加費用又は損害を第33条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価とは別に負担しなければならない。
- 2 特定事業者は、特定事業者の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って特定事業者に生じた増加費用又は損害及び県に生じた合理的な増加費用又は損害を負担しなければならない。
 - 3 不可抗力により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って県及び特定事業者に生じた増加費用又は損害の負担については、第40条（不可抗力による損害等）第2項によるものとする。
 - 4 法令の変更により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って県及び特定事業者に生じた増加費用又は損害の負担については、第43条（法令変更による追加費用）第2項によるものとする。

(本件工事中に特定事業者が第三者に与えた損害)

第30条 特定事業者が本件工事の施工に関し第三者に損害を与えた場合、特定事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は県の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

(活用用地の分筆)

第31条 特定事業者は、第26条（県による竣工確認書の交付）第2項に定める、3-4号棟及び児童遊園以外の既存住棟等の解体撤去に関する竣工確認書の交付を受けた後、速やかに別紙3記載の活用用地の事業用地からの分筆登記手続を行うものとする。

第6章 建替住棟等の所有権移転・引渡し

(所有権移転・引渡し)

第32条 特定事業者は、別紙5記載の第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、県に対し、第1工区建替住棟等の所有権を移転して引渡し、別紙5記載の第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、県に対し、第2工区建替住棟等の所有権を移転して引渡し、別紙5記載

の3-4号棟及び児童遊園以外の既存住棟等の解体撤去完了日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、活用用地の分筆登記手続を完了し、県に対し、3-4号棟及び児童遊園の敷地部分を除く第2工区の事業用地及び活用用地を県に返還するものとする。

(建替住棟等の整備に係る対価の支払い)

第33条 建替住棟等の整備に係る対価は、金 円（消費税、地方消費税相当額別途）とし、その内訳は以下のとおりとする。

第1工区建替住棟等の整備にかかる対価	金	円
第2工区建替住棟等の整備にかかる対価	金	円
既存住棟等解体撤去費	金	円

（いずれも消費税、地方消費税相当額別途）

2 県は、前項の建替住棟等の整備に係る対価のうち、第35条（部分払）により部分払をした費用を除いた部分を、特定事業者から県の定める様式による請求書の提出を受けた日から40日以内に特定事業者に支払うものとする。なお、当該支払額のうち、第35条（部分払）による部分払をした際の支払留保分については、各支払留保分が発生した部分払いの出来形確認終了時を基準とする別紙6記載の物価変動率による調整を行い、その余の部分については、別紙5記載の第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡し日を基準とした別紙6記載の物価変動率で調整するものとする。

3 第2項の支払いは、代表企業の指定する口座に振り込んで支払うものとする。

(保証契約の変更)

第34条 特定事業者は、建替住棟等の整備に係る対価が減額された場合において、第52条（契約保証金等）第1項の履行保証保険契約を変更したときは、変更後の保険証券を直ちに県に提出しなければならない。

2 特定事業者は、工期の変更が行われたときは、県に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(部分払)

第35条 特定事業者は、特定事業の完了前に、建替住棟等の整備に係る対価のうち、請求する年度末において完了している業務に係る費用と、継続中の業務の出来形部分に相応する費用の10分の9以内の額（部分払い後の残額は支払留保分とする。）について、部分払を請求することができる。なお、出来形部分に相応する費用については、別紙6記載の物価変動率で調整するものとする。ただし、この請求は、当該年度末に限る。

2 特定事業者は、建替住棟等の整備に係る対価について部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る完了している業務、工事出来形部分の確認を県に請求しなければならない。

3 県は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、特定事業者の立会いの上、前項の確認を行い、当該確認の結果を特定事業者に通知しなければならない。この場合において、県は、必要があると認めるときは、その理由を特定事業者に通知して、出来形部分を

最小限度破壊して確認することができる。なお、県は、本項による確認を行ったことを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

- 4 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、特定事業者の負担とする。
- 5 特定事業者は、第3項の規定による県の確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、県は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、その支払額は、第1項記載の額から、既に部分払の対象となった額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第36条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における建替住棟等の整備に係る対価の支払の限度額は、平成30年度は 円とし、平成31年度以降の支払額は各年度における歳出予算の範囲内とする。

- 2 県は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払の限度額の変更を事業者に対して請求することができるものとし、県は、特定事業者と協議を行ったうえで、前項の支払の限度額を変更できるものとする。

(建替住棟等の所有権移転・引渡しの遅延に伴う費用負担等)

第37条 建替住棟等の所有権移転・引渡し又は3-4号棟及び児童遊園の敷地部分を除く第2工区の事業用地及び活用用地の返還が、県の事由又は入居者の事由により別紙5記載の各建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は当該事業用地等の返還日より遅れた場合、県は、特定事業者に対して当該遅延に伴い特定事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額を、第33条(建替住棟等の整備に係る対価の支払い)記載の対価とは別に支払わなければならない。

- 2 建替住棟等の所有権移転・引渡し又は3-4号棟及び児童遊園の敷地部分を除く第2工区の事業用地及び活用用地の返還が、特定事業者の事由により別紙5記載の各建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は当該事業用地等の返還日よりも遅れた場合、特定事業者は県に対して、それぞれの建替住棟等の整備に係る対価につき愛知県財務規則第130条に定めるところにより計算した履行遅延による違約金及び県に生じた損害が当該違約金の額を超過する場合にはこの超過分相当額の賠償金をあわせて支払わなければならない。
- 3 不可抗力により各建替住棟等の所有権移転・引渡し又は3-4号棟及び児童遊園の敷地部分を除く第2工区の事業用地及び活用用地の返還が別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は当該事業用地等の返還日よりも遅れた場合に、当該遅延に伴い県又は特定事業者が負担した合理的な増加費用又は被った合理的損害については、特定事業者は契約金額の1%に至るまでの金額を負担し、県はその余を負担する。ただし、不可抗力事由による遅延に関して保険金が特定事業者に支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち契約金額の1%を超える部分は県の負担部分から控除する。

(瑕疵担保責任)

第38条 県は、別紙5記載の各建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内(ただし植木

についての枯木等の瑕疵については、1年以内）に当該建替住棟等に瑕疵が発見された場合、特定事業者に対してその責任と費用負担において、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を行うことを請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、特定事業者の故意又は重大な過失に起因する瑕疵及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号）に定める住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵については、それぞれの建替住棟等の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 特定事業者は、前項の瑕疵修補及び損害賠償債務の履行に備えて、別紙5記載のそれぞれの建替住棟等の建設工事期間の初日の前日までに、当該建替住棟等のすべての住戸について、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく「住宅建設瑕疵担保保証金」を同法の規定に基づき供託することを約するか、又は同法に基づく「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結しなければならない。なお、特定事業者は、県に対し、別紙5記載のそれぞれの建替住棟等の建設工事期間の初日の前日までに、「住宅建設瑕疵担保保証金」を供託する場合は供託所の所在地、名称、建設瑕疵負担割合等を記載した説明書を提出し、「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結する場合は保険証書の原本を提示した上で、原本に基づき正写したことに相違ない旨を記載したその写しを提出して、それぞれその履行について報告しなければならない。
- 3 特定事業者は、第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日から、別途県が特定事業者と協議の上定める日までの間（ただし、2年間を下回らないものとする。）、建替住棟等の不具合に関する建替住棟等の入居者からの申し出があり、県が対応を指示した場合には、直ちに現場確認を行い、必要な調整や入居者対応等の初期対応を行った上で、その内容及び結果を県に報告するものとする。
- 4 前項の現場確認の結果、修補を要することが判明した場合において、それが第1項に定める瑕疵に該当する場合には、特定事業者は、速やかに然るべき修補を行った上で、県に報告するものとする。ただし、県が修補に代えて特定事業者に対する損害賠償を選択した場合はこの限りではない。また、特定事業者が修補を行った場合であっても、県が第1項に従い、特定事業者に対する損害賠償を請求することは妨げられない。

第7章 不可抗力及び法令変更

（不可抗力）

第39条 県又は特定事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に通知（以下本条及び次条において「履行不能通知」という。）し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下本条において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

2 前項の場合において、その相手方から履行不能確認通知を受けた県又は特定事業者は、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価支払請求権も消滅するものとする。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力による損害等)

第40条 県及び特定事業者は、前条の規定による履行不能通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するため、相手方と協議の上、直ちに建替住棟等の設計、本件工事、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日、建替住棟等の整備に係る対価等の必要事項につき、本契約の変更を行う。

2 本契約の締結後、不可抗力事由により、建替住棟等整備業務に関し、県、特定事業者又は第三者に生じた合理的な追加費用又は損害（以下本項においてこれらをあわせて「損害等」という。）については、特定事業者は、損害等のうち、契約金額の1%に至るまでの金額を負担し、これを超える金額については県が負担する。ただし、不可抗力事由に関して保険金が特定事業者に支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち契約金額の1%を超える部分は県の負担部分から控除する。

(不可抗力による解除)

第41条 本契約の締結後、不可抗力により建替住棟等整備業務の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、県は、特定事業者と協議を行ったうえで、本契約を解除できる。

2 第1項により本契約が解除される場合において、建替住棟等について第32条（所有権移転・引渡し）による所有権移転・引渡しが既に完了している場合、当該完了している部分については、本契約の解除の影響を受けないものとし、県は、第33条（建替住棟整備等に係る対価の支払い）の定めに従い、建替住棟等の整備に係る対価のうち該当部分に相当する金額を支払うものとする。

3 第1項により本契約が解除される場合において、建替住棟等整備業務で第32条（所有権移転・引渡し）による所有権移転・引渡しが完了していないものについては、県は、特定事業者がすでに履行した業務に相当する対価（建設中の建替住棟等の出来形に相当する分）から第35条（部分払）により部分払をした費用を除いた額を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、特定事業者が不可抗力に起因して当該出来形に関して保険金を受領し、又は受領する場合には、県は当該保険金額を控除した金額を特定事業者に支払えば足りるものとする。

(法令変更)

第42条 県又は特定事業者は、本契約の締結日後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に通知（以下本条及び次条において「履行不能通知」という。）し、当該債務が法令変更により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。

当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下本条において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

- 2 前項の場合において、その相手方から履行不能確認通知を受けた県又は特定事業者は、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価支払請求権も消滅するものとする。ただし、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(法令変更による追加費用)

第43条 県及び特定事業者は、前条の規定による履行不能通知を受けた場合、当該法令変更に対応するため、双方協議の上、直ちに建替住棟等の設計、本件工事、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日、建替住棟等の整備に係る対価等の必要事項につき、本契約の変更を行う。

- 2 本契約の締結後に行われた法令変更により追加費用が生じる場合で、建替住棟等整備業務に直接関係する法令の変更の場合（消費税及び地方消費税その他類似の税制度の新設・変更による場合を含む。）は県が合理的範囲の追加費用を負担し、それ以外の法令の変更の場合は特定事業者が追加費用を負担しなければならない。

(法令変更による協議解除)

第44条 本契約の締結後に行われた法令変更により、建替住棟等整備業務の継続が不能となつた場合又は特定事業の継続に過分の費用を要する場合、県は、特定事業者と協議を行ったうえで、本契約を解除できる。

- 2 第1項により本契約が解除される場合の措置については、第41条（不可抗力による解除）第2項及び第3項を準用する。

第8章 事業期間及び契約の終了

(事業期間)

第45条 本契約の事業期間は、本契約書記載のとおり、本契約として効力を生じたときから、建替住棟等の所有権移転・引渡しに係る一切の手続が完了し、既存住棟等を解体撤去し、活用地の分筆登記手続を完了し、事業用地及び活用地の返還に係る一切の手續が完了するまでとする。

(県による任意の契約解除)

第46条 県は、特定事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、特段の理由を有することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(県による契約解除)

第47条 県は、特定事業者又はその構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第50条（契約解除に伴う損害賠償）は適用される）。

- (1) その責めに帰すべき事由により、本契約の全部又は一部の履行が不能となったとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、別紙5記載の各建替住棟の所有権移転・引渡し日より3ヶ月以内に当該建替住棟が完成しないとき又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により、本件工事が30日以上中断されたとき又は本事業を放棄したと認められるとき。
- (4) その他、入札説明書に規定する入札参加資格を満たさなくなったとき。

2 県は、特定事業者又はその構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、特定事業者に対し、30日以上の期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第50条（契約解除に伴う損害賠償）は適用される）。

- (1) 設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、30日以上の期間を設けて催告を行ってもなお設計又は本件工事に着手せず、かつ当該遅延について県が満足すべき合理的な説明がなされないと認められるとき。
- (2) 県の承諾なく、事業用地を本事業の遂行以外の目的に使用収益したとき又は形質を変更したとき。
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、本契約又は本契約に基づく合意事項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 県は、構成員が、本契約に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第50条（契約解除に伴う損害賠償）は適用される）。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同条第2項（ただし、同条第1項第1号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基

づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

4 県は、構成員が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該業務に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第50条（契約解除に伴う損害賠償）は適用される）。

（1）構成員又はその役員等（構成員の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

（2）暴力団員等が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

（3）構成員又は役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するため暴力団又は暴力団員等を使用したと認められるとき。

（4）構成員又は役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

（5）構成員又は役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者等であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

5 本条による解除がなされた場合において、既に県に提出されていた建替住棟等の設計図書及び竣工図書その他本契約に関して県の要求に基づき作成された一切の書類について、県は、県の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき特定事業者は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、特定事業者ないしは特定構成員が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、特定事業者は当該企業から、県が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにならなければならない。

6 県は、特定事業者に本条の解除原因が認められる場合又はそのおそれが生じた場合、本事業の目的が実質的に達成できるように、本条の解除原因が生じていない特定構成員と、本事業の継続について協議を行う等の合理的な措置を講じることができる。

7 本条により県が本契約の全部又は一部に関する契約を解除した場合、前各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、県は遡及的に解除された契約の内容に係る対価支払い義務を免れる。

8 本条により本契約の全部又は一部に関する契約が解除された場合、前各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、特定事業者はその費用と責任において、原則として、速やかに事業用地を更地に回復して（ただし、既存住棟等の解体工事に着手する前に契約解除された場合については、更地にすることを要しない。）、県に返還しなければならず、また併せて特定事業者は県に対して解除の対象となった契約に係る業務について既に県から受領した対価がある場合には、これに受領時からの愛知県財務規則に定める割合（現状年利2.7%）

により計算（1年を365日として日割り計算）した利息を付して直ちに県に返還するものとする。

9 前項にかかわらず、県は解除後、建設中の建替住棟等の出来形の譲り受けを求めることがある。

10 前項により県が譲り受けを求めた場合には、特定事業者は、当該出来形を現状のまま、県に引き渡すものとする。

11 前項の場合には、県は、その出来形に相当する金額から第35条（部分払）により部分払をした費用を除いた額を特定事業者に対して支払うものとし、この支払が完了した時点で当該出来形の所有権は県に移転するものとする。当該支払方法については、特定事業者と協議の上、県が決定するものとするが、別紙6に準じて解除時以降、代金支払までの間の物価変動による調整を行うものとする。

12 前項の場合、特定事業者は、県に対し、別紙11に記載する当該出来形の竣工図書を提出しなければならない。また、県は、必要があると認めるときは、その理由を特定事業者に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。

13 特定事業者は、本条により本契約が解除された場合、事業用地に特定事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第19条（第三者の使用）の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について県の指示に従わなければならない。

14 前項の場合において、特定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、特定事業者に代わって当該物件を処分し、事業用地を原状回復し又は片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、特定事業者は、県の処置について異議を申し立てることができず、また、県の処置に要した費用を負担しなければならない。

15 県は、特定事業者が本事業につき請負又は受託させる第三者が、第3条（業務遂行の指針）第5項に違反し、入札説明書に規定する「応募グループ及び構成員の参加要件」に規定されている非該当でなければならない事由のいずれかの事由に該当する第三者が本事業の一部でも請け負い、又は受託していることが判明した場合、特定事業者に対し、期限を定めて、当該第三者との間の契約を解除させる等、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないようする措置をとるよう指示することができる。特定事業者が定められた期限までにかかる指示に従わない場合、県は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第50条（契約解除に伴う損害賠償）は適用される）。

（特定事業者による契約解除）

第48条 特定事業者は、県が県の責めに帰すべき事由により本契約に基づく県の債務を履行しない場合で、かつ、県が特定事業者による通知の後30日以内に当該債務不履行を是正しない場合、特定事業者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1工区又は第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に

に関する契約に影響を及ぼさないものとする。

(契約解除に際しての措置)

- 第49条 第46条 (県による任意解除) 又は第48条 (特定事業者による契約解除) の規定に基づき本契約が解除された場合、県は、特定事業者がすでに履行した債務に相当する対価(出来形に相当する分を含む)を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、特定事業者は県に対して次条第3項による損害賠償請求を行うことを妨げない。
- 2 前項の対価を支払った場合、建設中の建替住棟等の出来形の所有権は県に移転するものとする。
- 3 第1項の対価全額の支払いを受けた場合、特定事業者は、県に対し、別紙11に記載する当該出来形の竣工図書を提出しなければならない。また、県は、必要があると認められるときは、その理由を特定事業者に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。
- 4 特定事業者は、第46条 (県による任意解除) 又は第48条 (特定事業者による契約解除) の規定に基づき本契約が解除された場合、事業用地等に特定事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件(第19条 (第三者の使用) の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。)があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。

(契約解除に伴う損害賠償等)

- 第50条 特定事業者は、第47条 (県による契約解除) の規定に基づき本契約が解除された場合、契約金額(ただし、第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、第1工区建替住棟等の整備費相当額を控除する。)の10%に相当する違約金を支払うものとする。ただし、県が被った損害の額が当該違約金を超過する場合は、県は、かかる超過額について別途特定事業者に損害賠償請求を行うことができる。県は、第52条(契約保証金等)の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当することができるものとする。
- 2 第47条 (県による契約解除) による契約の解除の場合において、建設中の建替住棟等の出来形評価額が出来形相当額を下回っている場合には、当該差額は県の損害の一部を構成し、前項に規定する損害賠償請求の対象になるものとする。
- 3 第46条 (県による任意解除) 又は第48条 (特定事業者による契約解除) による契約の解除の場合は、県は特定事業者が被った損害について、合理的な範囲で負担する。ただし、この場合、特定事業者は被った損害を裏付ける資料を県に提出しなければならない。
- 4 特定事業者は、第47条 (県による契約解除) の規定に基づき本契約が解除されない場合であっても、特定事業者がその債務の履行を拒否し、又は特定事業者の責めに帰すべき事由によって特定事業者の債務について履行不能となった場合には、第1項に準じて違約金の支払及び損害賠償の責めを負うものとし、県は、第52条(契約保証金等)の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当することができるものとする。
- 5 特定構成員のいずれかについて破産手続開始の決定があった場合における破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合にお

ける会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人や再生債務者が本契約を解除した場合についても、前項と同様とする。

(県のモニタリングの実施)

第51条 県は、本事業の実施状況についてのモニタリングを、第14条（設計）第3項その他の規定による県の確認及びこれに関連する県への報告等に基づき実施するものとする。

2 県は、モニタリングの実施を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第9章 契約保証金等

(契約保証金等)

第52条 特定事業者は、建替住棟等整備業務の履行を確保するため、本契約の締結とともに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。

- (1) 契約保証金を納付すること。
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる県が認めた有価証券等を提供すること。
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認め る金融機関等の保証を付すこと。
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付すこと。
 - (5) 県を被保険者とする、本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証 保険契約を締結すること。
 - (6) 特定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を、設計企業、建設企業、工事監理企業の 全部又は一部の者に締結させること。ただし、保険金請求権に、第50条（契約解除に伴 う損害賠償）第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保 証証券及び質権設定証書を県に提出する。かかる質権の設定の費用は特定事業者が負担する。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」と いう。）は、契約金額の10%以上とし、有効期間は本契約締結の日から別紙5記載の各業務の 終了期限のうち最終のものに当たる日までとする。
- 3 第1項の規定により、特定事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当 該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号、第5号又は第 6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10%に達するまでは、 県は、保証の額の増額を請求することができ、特定事業者は、保証の額の減額を請求するこ ができる。

第10章 雜則

(協議)

第53条 県及び特定事業者は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

(特許権等の使用)

第54条 特定事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、上記使用が県の指示による場合で、かつ、特定事業者が当該指示の不適当なことを過失なくして知らなかつたため県に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りでない。

(契約上の地位の譲渡)

第55条 県及び特定事業者は、本契約に別段の定めのあるほか、相手方の承諾のある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(遅延利息)

第56条 本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき延滞日数に応じ、年2.7%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に請求することができる。ただし、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第81条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

(秘密保持)

第57条 県及び特定事業者は、本契約の履行に際して知り得た相手方に係る秘密を自己の代理人、コンサルタント以外の第三者に漏洩したり、かかる秘密が記載された本件秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、秘密及び本件秘密文書等を本契約等の履行以外の目的に使用してはならない。

2 県及び特定事業者は、自己の代理人及びコンサルタントをして、前項に違反させないようにしなければならない。

(個人情報の取扱)

第58条 特定事業者は、本契約による業務を行うための個人情報の取扱は、個人情報保護法、愛知県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第59条 本契約に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解除は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。係る書面は本契約に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

- 2 本契約の履行に関して、県及び特定事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるものとする。
- 3 本契約上の期間の定めは、民法及び商法が規定するところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して、県及び特定事業者間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(準拠法)

第60条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第61条 本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、県及び特定事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第62条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び特定事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 事業提案書等

事業提案書等とは、下記の書類をいう。

名称	様式
(事業提案書に関する提出書類)	—
(説明書)	—
事業提案書に関する提出書類（説明書）表紙	1 8
基礎的事項に関する確認	1 9
事業計画に関する提案書 中表紙	2 0
本事業に関する基本方針・実施体制	2 1
資金調達計画等	2 2
施設整備計画に関する提案書 中表紙	2 8
県営住宅の計画	2 9
工事中の環境対策・安全管理	3 0
活用用地の計画	3 1
(図面集)	—
事業提案書に関する提出書類（図面集）表紙	3 2
コンセプト図	3 3 - 1
土地利用計画図	3 3 - 2
全体配置図	3 3 - 3
断面図（敷地全体）	3 3 - 4
立面図（敷地全体）	3 3 - 5
防災計画図	3 3 - 6
排水系統図	3 3 - 7
日影図	3 3 - 8
工事計画図	3 3 - 9
外観透視図（鳥瞰）	3 3 - 1 0
外観透視図（目線）	3 3 - 1 1
建替住宅基準階平面図	3 3 - 1 2
建替住宅断面図	3 3 - 1 3
建替住宅立面図	3 3 - 1 4
建替住宅住戸タイプ配置図	3 3 - 1 5

建替住宅仕上表	33-16
民間施設等各階平面図	33-17
民間施設等断面図	33-18
民間施設等立面図	33-19
愛知県営住宅条例適合チェックリスト	34
建築計画概要書	35
建替住宅面積表	36
事業工程表とその解説	37

別紙2 本事業の事業範囲

(1) 事業計画の策定に関する業務

入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等及び民間施設等の整備に関する事業計画策定を行う。

(2) 県営住宅整備業務（本体事業）

事業者は、事業用地及びその周辺において以下の業務を行う。

ア 事前調査業務

- ・測量調査
- ・地質調査
- ・周辺家屋調査
- ・電波障害調査
- ・PCB 含有調査
- ・アスベスト含有材など使用状況調査 等

イ 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・既存住棟等の解体撤去工事
- ・既存住棟等の解体撤去に関する工事監理 等

ウ 建替住棟等の整備に関する業務

- ・建替住棟等の基本計画・実施設計
- ・建替住棟等の建設工事
- ・建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・設計・建設住宅性能評価の取得
- ・住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託
- ・化学物質の室内濃度測定

エ その他県営住宅整備業務の実施に必要な業務

- ・本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続（開発協議含む）
- ・近隣対策・対応（地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査・対策等）
- ・完成確認、所有権の移転及び引渡し
- ・事業用地の確定測量・分筆登記
- ・2年等点検（瑕疵担保検査）の実施
- ・社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・会計実地検査の支援
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 用地活用業務（付帯事業）

事業者は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。

活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業

との間で別途契約を取り交わすこととする。

なお、活用用地取得の対価は、提案価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。
具体的な用地活用業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、別途協議するものとする。

別紙3 事業用地

所在地	愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松 1-1 他 (「添付資料1：事業用地付近見取図」参照)
敷地面積	約 3.13ha
用途地域	第1種中高層住居専用地域
容積率／建ぺい率	200%／60%
地域・地区	宅地造成工事規制区域
日影規制	8時～16時、測定点 4.0m、5m ライン 4.0時間、10m ライン 2.5時間

全体配置図

注) 提案内容に基づき記載します。(←特定事業契約書案公表時には、本記載は削除)

別紙4 建替住宅の付帯施設等

- ・ 敷地内通路
- ・ 駐車場
- ・ 自転車置場（屋根付）
- ・ 児童遊園
- ・ 植栽植樹
- ・ 共用倉庫
- ・ ごみ置場
- ・ 案内看板
- ・ 消防水利・消防活動空地
- ・ 電気室・受水槽・ポンプ室

別紙5 事業日程

・特定事業契約の締結	平成30年	3月	日			
・県営住宅の設計期間	平成	年	月	旬～平成	年	月
・第1工区建替住棟等の建設期間	平成	年	月	旬～平成	年	月
・第1工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日	平成	年	月末			
・第1期の供用開始・本移転	平成	年	月末			
・第2工区建替住棟等の建設期間	平成	年	月	旬～平成	年	月
・第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡しの日	平成	年	月末			
・第2期の供用開始・本移転	平成	年	月末			
・第2工区既存住棟等の解体撤去完了日	平成	年	月末			
・3－4号棟及び児童遊園以外の既存住棟等の解体撤去完了日				平成	年	月末
・活用用地の譲渡契約	平成	年	月	旬		
・事業者への活用用地の譲渡	平成	年	月	旬		

別紙6 物価変動率による調整

① 対象となる価格

県営住宅整備費（いずれも消費税相当額を除く）

ただし、物価変動率＊1が±1.5%を超える場合に限って、±1.5%を超える額について整備費等を見直す。

なお、提案時の県営住宅整備費に対する物価変動率の調整については、出来形確認時に、それぞれ出来形相当分に対して行うこととする。

*1：物価変動率 = $\alpha - 1$

(出来形確認終了時の1ヶ月前に数値の確定している直近12か月の建設工事費デフレーター＊2の平均値)

（平成29年4月から平成29年7月の建設工事費デフレーターの平均値）

*2：建設工事費デフレーター：国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課「建設工事費デフレーター（住宅建築・非木造）」

② 計算式

物価変動率 > 0.015 のとき

出来形確認終了時の整備費等 = (提案時の県営住宅整備費のうち出来形相当分) × (1 + (物価変動率) - 0.015)

物価変動率 < -0.015 のとき

出来形確認終了時の整備費等 = (提案時の県営住宅整備費のうち出来形相当分) × (1 + (物価変動率) + 0.015)

なお、物価変動率については端数処理を行わず、出来形確認終了時の整備費等については1円未満を切り捨てるこことする。

③ その他

上記①、②において、最終の引渡時の支払いの場合は、出来形確認終了時を第2工区建替住棟等の所有権移転・引渡し日と読み替え、出来形相当分を出来形確認を経ていない部分と読み替える。

県営住宅整備費については、特別な要因により建設期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときは、上記①、②の他、改定の申し入れをして協議することとする。

なお、部分払を行う場合には、当該部分払の額を査定するために行う出来形確認の結果、県が認めた出来形部分に相当する整備費等の額はその時点で確定するものとし、その後の部分払時又は竣工確認時において上記①、②により整備費等の見直しの対象となる場合であっても、既に確定した整備費等の部分（出来形部分に相当する整備費等の額のうち部分払されなかつた留保分を含む）の再度の見直しは行わないものとする。

別紙7 特定事業者が基本設計完了時に県に対し提出する設計図書

表紙
目次
付近見取図
都市計画図
土地利用現況図
地区条件図
基本構想図
配置計画図
日影図
造成計画図
平面図
立面図
住戸タイプ変更提案図
断面図
排水計画図
給水計画図
ガス供給計画図
電気・電話設備計画図
仮設図
被緑計画図
住居表示図
鳥瞰パース図
工事費仕分け図

別紙8 特定事業者が実施設計完了時に県に対し提出する設計図書

原則として下表の成果物うち○印のものを提出する。詳細については、県と十分に協議すること。

成 果 物	部数	成 果 物	部数
○各種技術資料	一式	○仕様書	一式
○各種計算書	一式	○仕上表	各 1 部
○C A D データ（全図面対象）	一式	○面積表及び求積図	各 1 部
・ DocuWorks データ（全図面対象）	一式	○敷地案内図	各 1 部
・ リサイクル計画書	一式	○配置図	各 1 部
○確認申請書関係書類	一式	○平面図（各階）	各 1 部
○関係法令協議書及び申請書	一式	○断面図	各 1 部
○住宅性能評価書（設計）	一式	○立面図（各面）	各 1 部
○打合せ記録簿	一式	○矩計図	各 1 部
・ 中高層建築物の届出書	一式	○展開図	各 1 部
○設計書（R I B C 2）	一式	○天井伏図	各 1 部
○積算数量算出書	一式	○平面詳細図	各 1 部
○積算数量調書	一式	○断面詳細図	各 1 部
・ 見積書及び見積り比較書	一式	○部分詳細図	各 1 部
・ 物価資料掲載価格比較書	建	○建具表	各 1 部
・ 複合単価等の作成	一式	○構造設計図	各 1 部
（代価表・別紙明細書）	一式	（ア） 伏図	各 1 部
○日影図	一式	（イ） 軸組図	各 1 部
・ 模型	一式	（ウ） 各部断面図	各 1 部
○透視図	一式	（エ） 標準詳細図	各 1 部
○敷地現況図	一式	（オ） 各部詳細図	各 1 部
○現況レベル図	一式	○構造計算書	一式
○団地全体配置図	一式	・ その他（ ）	
○建築物省エネ法に基づく省エネ性能確保計画	一式	（以下外構に係るもの）	
○省エネ性能計算書	一式	○仕様書	各 1 部
○建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価表	一式	○敷地案内図	各 1 部
・ その他（ ）		○配置図（外構）	各 1 部
		○舗装・工作物平面図	各 1 部
		○部分詳細図	各 1 部
		○部分詳細図（標準図）	各 1 部
		○雨水排水溝勾配図	各 1 部
		○溝詳細図	各 1 部
		○自転車置場参考図	各 1 部
		○縦横断図	各 1 部
		・ その他（ ）	各 1 部

成 果 物		部数	成 果 物	部数
電 氣 設 備	◎仕様書	各 1 部	◎仕様書	各 1 部
	◎敷地案内図	各 1 部	◎敷地案内図	各 1 部
	◎配置図	各 1 部	◎配置図	各 1 部
	◎各階平面図	各 1 部	◎各階平面図	各 1 部
	◎平面詳細図	各 1 部	◎平面詳細図	各 1 部
	◎各種系統図、機器仕様	各 1 部	◎機器表	各 1 部
	◎各種結線図・盤関係図	各 1 部	◎換気設備系統図	各 1 部
	◎電灯・コンセント配線図	各 1 部	◎換気設備図	各 1 部
	◎動力設備・配線図	各 1 部	◎排煙設備図	各 1 部
	◎受変電設備図	各 1 部	◎給排水衛生設備系統図	各 1 部
	◎火災報知設備・配線図	各 1 部	◎衛生系統図	各 1 部
	◎テレビ共同受信設備図	各 1 部	◎衛生器具設備図	各 1 部
	◎避雷設備図	各 1 部	◎給水設備図	各 1 部
	◎機器、盤類、照明姿図	各 1 部	◎排水設備図	各 1 部
	◎構内配電線路図	各 1 部	◎給湯設備図	各 1 部
	◎構内通信線路図	各 1 部	◎消火系統図	各 1 部
	◎部分詳細図	各 1 部	◎消火設備図	各 1 部
	・その他 () (以下外構に係るもの)		◎ガス設備図	各 1 部
	◎屋外配管配線図	各 1 部	◎自動制御設備図	各 1 部
	◎電気設備平面図	各 1 部	・屎尿浄化槽設備図	各 1 部
	◎結線図	各 1 部	◎部分詳細図	各 1 部
	◎器具姿図		・その他 () (以下外構に係るもの)	各 1 部
	・その他 ()		◎屋外配管図	各 1 部
			◎器具姿図	各 1 部
			・その他 ()	各 1 部
				各 1 部

成 果 物		部数	成 果 物		部数
植 栽 植 樹	○仕様書	各 1 部	エ レ ベ ー タ ー	○仕様書	各 1 部
	○敷地案内図	各 1 部		○敷地案内図	各 1 部
	○配置図	各 1 部		○配置図	各 1 部
	○植栽平面図	各 1 部		○平面図	各 1 部
	○樹木リスト	各 1 部		○断面図	各 1 部
	○支柱リスト	各 1 部		○展開図	各 1 部
	・その他 ()			○EV設備図 (参考図)	各 1 部
畠	○仕様書	各 1 部	取 壊 し	○仕様書	各 1 部
	○敷地案内図	各 1 部		○敷地案内図	各 1 部
	○配置図	各 1 部		○撤去配置図	各 1 部
	○平面図	各 1 部		○平面図	各 1 部
	・その他 ()			○立面図	各 1 部
				○平面詳細図	各 1 部
				○断面詳細図	各 1 部
				○部分詳細図	各 1 部
				・その他 ()	各 1 部

別紙9 付保すべき保険の内容

付保すべき保険の内容は、事業者グループの提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。また、その他の保険については、事業者グループで必要と判断するものに加入することとする。

(1)建設工事保険、組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

ただし、建設工事保険…建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものする（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）。

組立保険 …建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）
又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び土木工事を含む場合も対象とする。）。

土木工事保険…土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。

- ① 保険契約者：事業者グループ又は請負人等
- ② 被保険者：事業者グループ、請負人等、県を含む
- ③ 保険の対象：本件の事業契約の対象となっているすべての工事
- ④ 保険の期間：工事期間
- ⑤ 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2)第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- ① 保険契約者：事業者グループ又は請負人等
- ② 被保険者：事業者グループ、請負人等、県を含む
- ③ 保険の期間：工事期間
- ④ 保険金額：対人 1 億円／1 名以上かつ 10 億円／1 事故以上、対物 1 億円／1 事故以上とする。
- ⑤ 免責金額：5 万円／1 事故以下とする。

※付記事項：

- 1) 事業者グループ又は請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく県に提示する。
- 2) 事業者グループ又は請負人等は、県の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- 3) 事業者グループ又は請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

別紙10 竣工時の確認事項

竣工確認は、以下の事項について行うものとする。

I 建築工事

1 共通事項

- (1) 検査は、契約書・設計図書等及び別表に基づく実施検査により、形状、寸法、性能、品質、規格、数量、配置、機能、外観、安全等の確認及び管理上の保安について適否について確認する。
- (2) 関係官庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (3) 関係法令、条例、規則に基づく手続きの確認をする。
- (4) 竣工図書（別紙11）の適否について確認する。

2 工事別事項

分類	検査部位	検査項目
外部	屋根 屋上 外壁等	防水面、外壁、棟番号 工法及び仕上りの確認
		屋根、庇 防水、押さえ金物、塗装、シーリング等の確認 工法及び仕上りの確認
		押え金物、吊環、ルーフドレイン、軒樋、堅樋、タップ等 寸法、形状、塗装、取付固定状態、シーリング等の確認
共用部分	エントランスホール 廊下 階段 EVホール等	内部仕上 材料の品質、規格の確認 工法及び仕上りの確認
		床面、壁面、天井 浮き、腰壁の仕上げ、水勾配、塗装、排水溝の形状の確認
		ノンスリップ、階段表示、踏面、ササラ 材質、寸法、形状、取付状況の確認 工法及び仕上りの確認
		郵便受、掲示板、サイク、入口庇、落下防止庇、建具、手摺、P S扉等 材質、寸法、形状、取付状況、動作確認、雨仕舞、キズ、汚れの有無等の確認
	その他	ピット、点検口、タップ、機械室、電気室、ごみ置き場、自転車置き場、駐車場等 材料の品質、規格の確認 工法及び仕上りの確認
住居部分	各部共通	仕上 材料の品質、規格の確認 工法及び仕上りの確認
	玄関及び廊下	ドア、建具、床面、壁面、天井等
	和室及び洋室	建具、物入れ、スリーブ、カーテンレール、床面、壁面、天井等
	D K	建具、流し台・コンロ台、レンジフード、戸棚、水切り棚、スリーブ、床面、壁面、天井等
	洗面所及び便所	建具、洗濯パン、洗面化粧台、天井点検口、床下点検口、手摺、床面、壁面、天井等
	浴室	建具、手摺、点検口、床面、壁面、天井等
	バルコニー	手摺、隔板、ルーフドレイン、物干金物、アルミサッシ、避難器具、スリーブ、床面等
屋外空間	共通	外部仕上（舗装等）、インターロッキングブロックの端部納まり 材料の品質、規格の確認 工法及び仕上りの確認
	外構	排水施設、手摺、フェンス（廻り込防止柵含む）、境界杭、屋外スロープ等 材質、寸法、形状、取付状況、動作確認、キズ、汚れの有無等の確認
	児童遊園	排水施設、手摺、フェンス、遊具等
	擁壁	擁壁の種類、排水施設 寸法、法勾配、水抜き等の確認 工法及び仕上りの確認
	植栽	植木、支柱、芝生、肥料等 植付位置・状態、形状、水鉢の寸法、支柱と樹木との固定状態等

備考: この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する。

II 電気設備工事

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事についてはこれら 機器を総合した機能試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の品質、規格、性能、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否確認する。
- (3) 関係官庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 関係法令、条例、規則に基づく手続きの確認をする。
- (5) 竣工図書（別紙11）の適否について確認する。

2 工事別事項

工事区分		検査項目
屋内配線工事		配線の支持方法、配線の色別、端末処理、電線の接続、ホーム分電盤及び配線器具等への接続、管路の布設状況、電線管の接続状態、支持間隔及び取付状態、配管の屈曲、配管に必要なボンド線取付、管端の保護、ボックス等の位置及び取付状態、塗装状態
外線工事	架空	建柱及び装柱状態、電線相互及び他の工作物との隔離状態
	地中	支持間隔及び取付状態、ハンドホールの仕上、防水状態、管路等の接続状態
ケーブル工事		支持間隔及び取付状態、端末処理、ケーブルの接続状態
電灯、コンセント、動力工事		配線と器具類との接続状態、取付位置及び取付状態、点灯状態、器具の塗装・汚損、スイッチ及びコンセントの容量、作動及び保護装置、機器への接続及びリード線の納り
配分電盤工事		結線と外観及び塗装、内部配線状態及び清掃、盤及び内部機器の銘板の有無、結線図の有無、盤内の過熱、ゆるみ、断線、汚損、取付及び据置状態
弱電設備工事（火災、放送、テレビ共聴）		取付位置及び取付状態、配線と器具類との接続状態、作動及び機能、器具類の仕上及び汚損
接地設備工事		接地極及び位置、接地線の保護状態、各種接地の適否、埋設個所の表示の有無
雷保護設備工事		突針・導線の位置及び取付状態、導線の支持間隔、接地線の状態
昇降機設備工事		別に定めるところによる

備考：この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する

III 機械設備工事

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これら機器を総合した試験を行ない、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の品質、規格、性能、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否を確認する。
- (3) 関係官公庁、材料メーカー等が行った、検査試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 関係法令、条例、規則に基づく手続申請等の確認をする。
- (5) 竣工図書（別紙11）の適否について確認する。
- (6) 各種配管工事について次の項目の適否を確認する。
 - ア 壁、床、梁等貫通箇所の施工状況
 - イ 管の伸縮処置と支持固定の適否
 - ウ 配管勾配の適否
 - エ 泥溜り、空気溜り部分の施工状況
 - オ クロスコネクションの有無
- (7) 断熱と塗装について次の項目の適否を確認する。
 - ア 給排水消火管等への有効な凍結又は結露防止措置状況
 - イ 冷暖房及び給湯配管並びに機器類への仕様書による断熱施工状況
 - ウ 防錆、仕上げ塗装状況と色分け等の標示状況

2 工事別事項

■衛生設備工事

工事区分	検査項目
給水設備工事	水圧・水量等の確認、飲料用給水タンクの連絡・配管・材質・液面制御、警報装置及び基礎の適否並びに内部清掃状況
排水設備工事	汚水・雑配水系統の合流式と分流式の区分及び通水の確認、排水ますと接続排水管の関係及び勾配・材質・泥留・深さ・屋内外等の適否、間接排水を要する機器の排水口空間と防虫措置の適否
衛生器具設備工事	器具類の取付状況、ひび割れ・キズの有無、通水、溢水、排水状況及び漏水の有無
給湯設備工事	安全装置と機能の確認、湯沸機器に対する換気の適否
ガス設備工事	管の気密試験、器具の点火試験、燃焼機器周辺の防火措置及び給排気の状況
ポンプ設備工事	据付、運転状況及び標準付属品の適否、フートバルブの操作ワイヤーの確認、コンクリート基礎及びグランド排水処理の適否

■空気調和設備工事

風道設備工事	風道の気密性の確認、風道補強・支持の適否、異常な騒音・振動等の有無、機器の取付状況、風量・風速・気流の分布状況、防火・防煙区画の貫通箇所の施工状況
ポンプ設備工事	衛生設備工事に準ずる

備考：この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する

別紙11 竣工図書

1. 完成通知書
2. 竣工引渡書（完成引渡書）
3. 工事完成後の責任者届
4. 鍵引渡書及び明細書（現物とともに）
5. 備品、予備品引渡書及び明細書（現物とともに）
6. 官公庁・事業会社関係書類（各種届出書類）
7. 検査試験成績書
8. 各戸検針表
9. 取り扱い説明書
10. 保守点検指導書
11. 緊急連絡先一覧表
12. 工事関係者一覧表
13. 仕上、機器一覧表
14. 保証書
15. 完成図書引渡書及び図書目録
16. 完成図書（竣工図書）（製本・CD）
17. 完成写真（アルバム・CD）
18. 建築主の要求による登記に関する書類
19. 建設住宅性能評価書
20. 建築士法第20条第2項の規定による工事監理報告書

※ 提出する図書は上記の内容を予定しているが、その他必要な事項等については特定事業者との協議による。なお、提出する図書については「建築工事事務の手引」（平成29年 愛知県建設部）を参照すること。

※ 提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。